

市民活動支援センター事業展開ガイドライン

令和4年3月改訂

市民局市民協働推進課
協力：横浜市市民協働推進センター

目次

～はじめに～ ガイドライン改訂の背景

1	ガイドライン改訂にあたって	・・・ 1
2	用語の定義	・・・ 1
3	ガイドラインの位置づけ	・・・ 3
4	補足	・・・ 3

第1章 各区市民活動支援センターの果たす役割

1	目指す姿	・・・ 4
2	利用対象	・・・ 6
3	果たす役割	・・・ 7
4	実施する事業	・・・ 7
5	事業実施における留意点	・・・ 10

第2章 各区市民活動支援センターの運営

1	事業実施場所	・・・ 14
2	空間づくり	・・・ 14
3	開館日・開館時間	・・・ 15
4	職員	・・・ 15
5	目標の共有	・・・ 16
6	直営と民間委託	・・・ 16
7	DXの推進について	・・・ 18
8	その他	・・・ 19

第3章 横浜市市民協働推進センターとの連携・支援

1	市民協働推進センターの機能と役割	・・・ 20
2	市民協働推進センターと各区市民活動支援センターの関係	・・・ 21
3	各区市民活動支援センターの運営支援	・・・ 21

参考資料

1	各区市民活動支援センターのこれまでの流れ	・・・ 22
2	横浜市市民活動推進委員会からの意見具申「新たな市民活動総合支援拠点について（平成20年9月）」における各区市民活動支援センターの位置づけ	・・・ 25
3	「協働推進の基本指針（平成24年10月改訂）」における各区市民活動支援センターの位置づけ	・・・ 26
4	「横浜市市民協働条例（平成25年4月施行）」における各区市民活動支援センターの位置づけ	・・・ 28
5	「横浜市市民協働条例事務取扱要綱（平成25年4月施行）」における中間支援組織の定義	・・・ 31
6	「横浜市市民協働条例（平成25年4月施行）」における市民公益活動の位置づけ	・・・ 32
7	地域ケアプラザの役割	・・・ 37

～はじめに～ ガイドライン改訂の背景

1 ガイドライン改訂にあたって

各区市民活動支援センターについては、「横浜市中期政策プラン（平成 14 年度策定）」に基づき、「市民活動支援センター地域レベル展開ガイドライン（平成 15 年度策定）」に沿って、平成 16 年度から順次事業を開始し、平成 20 年度までに全 18 区への設置が完了しました。

このことを受け、施設整備（ハード面）に主眼を置いてきた従来のガイドラインから、事業展開（ソフト面）の内容を具体的に示したガイドラインへと転換する必要が生じました。

そうした中、「横浜市中期 4 か年計画（2010～2013）」が策定され、各区市民活動支援センターの位置づけが示されたことから、平成 23 年度に今後 3 か年（平成 23 年度～平成 25 年度）における、各区市民活動支援センターの事業展開の方向性を、「市民活動支援センター事業展開ガイドライン」（平成 23 年度～平成 25 年度版）により示していました。

その後、「平成 23 年度～平成 25 年度版」制定から約 3 年が経過した平成 26 年には、横浜市市民協働条例の施行、南区・西区の民間委託化、金沢区・港南区の方面別拠点の設置、施設間連携の実施区の増加など、各区市民活動支援センター関連の状況の変化を踏まえ「市民活動支援センター事業展開ガイドライン」（平成 26 年 9 月改定版）を発行しました。

そして今回、その「平成 26 年 9 月改定版」発行から 6 年を経て、横浜市市民協働推進センターの開設、「横浜市中期 4 か年計画（2018～2021）」を踏まえた各区市民活動支援センターの機能強化支援の取組の進展や、新型コロナウイルス感染症対応による生活様式の大きな変化などを受け、各区市民活動支援センターの目指す姿や実施事業、横浜市市民協働推進センターについてなど、全体的な見直しを行い、令和 4 年 3 月改訂版として本ガイドラインを発行します。

本ガイドラインは、各区市民活動支援センターの運営を行う際の参考としてください。

2 用語の定義

本ガイドラインや市民局市民協働推進課実施事業における、用語の定義は次のとおりです。

○各区市民活動支援センター

通常は、各区において設置されている「市民活動・生涯学習支援センター」を指しますが、本ガイドラインでは「市民活動・生涯学習支援センター」の「市民

活動支援センター」の部分について指すものとします。本ガイドラインにおいては、「各区市民活動支援センター」とします。

○横浜市市民協働推進センター

市庁舎 1 階に設置されている「横浜市市民協働推進センター」を指すものとします。本ガイドラインや市民局市民協働推進課実施事業においては、「市民協働推進センター」と略すことがあります。

○中間支援組織

「横浜市市民協働条例」において、『「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。』と定義されています。なお、「横浜市市民協働条例 解釈・運用の手引き」において、公的な中間支援組織の 1 つとして各区市民活動支援センターが挙げられています。

中間支援組織として、各区市民活動支援センターに期待される機能は、ネットワーク機能とコーディネート機能及び人材育成だと考えられます。

○市民公益活動

「横浜市市民協働条例」において、『「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。』と定義されています。

(詳細は ①本ガイドライン (P32)「参考資料 6『横浜市市民協働条例 (平成 25 年 4 月施行) における市民公益活動の位置づけ』

②別冊「市民活動支援センター運営 Q & A 集 (29 年 4 月改訂)」(P3)『2 公益性って、どういうこと?』参照)

○協働

協働とは、異なる立場の者が、互いの自立性を確保しつつ、それぞれの特性を互いに生かしながら、対等な協力・協調関係 (パートナーシップ) を基盤とし、協力して課題を解決していく手法です。注意しなければならないことは、協働は、あくまでも課題を解決するための方法・手段ですので、形より進め方が重要です。横浜市では協働の基本的な理念となる「横浜コード」を定めており、協働を進める際には、これを尊重することが重要です。

横浜コード (協働の 6 原則)

- (1) 対等の原則 (市民活動と行政は対等の立場にたつこと)
- (2) 自主性尊重の原則 (市民活動が自主的に行われることを尊重すること)
- (3) 自立化の原則 (市民活動が自立化する方向で協働をすすめること)
- (4) 相互理解の原則 (市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと)
- (5) 目的共有の原則 (協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること)
- (6) 公開の原則 (市民活動と行政の関係が公開されていること)

3 ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、各区の市民活動支援センターが実施する事業や地域との関わり等についての指針となるものですが、各区において本ガイドラインを参考に別途ガイドラインを策定する等、区の状況に応じて判断・実施することを妨げるものではありません。

4 補足

本ガイドラインは、今後、状況に応じて随時更新をするものとします。

第1章 各区市民活動支援センターの果たす役割

1 目指す姿

(1) 設置目的

各区市民活動支援センターは市民と行政の協働により市民活動が活発に行われる環境を整備し、市民の相互連携を促進するとともに、様々な市民主体による活動の知恵と経験を市政に反映することにより協働型社会の形成に寄与することを目的とします。

なお、生涯学習支援センターと複合化した「各区市民活動・生涯学習支援センター」として設置された経緯を踏まえ、基本方針を次のとおりとします。

(2) 基本方針

各区市民活動支援センターは、区域の中間支援組織として、地域課題の解決や魅力ある地域づくりを目指し、市民公益活動と生涯学習を支援します。

(3) 視点

目的実現のために以下の視点が必要です。

- ・地域の課題や魅力を踏まえ、地域に密着した支援となっているか
- ・区民（※1）主体の活動や学びを支援しているか
- ・事業運営に区民の声が反映されているか
- ・地域活動の「新たな担い手の発掘・育成」につながるか

加えて、地域課題の多様化・複雑化を踏まえ、以下の視点に留意します。

- ・地域施設（※2）、区役所関係課との連携を意識しているか
- ・中間支援組織として、市民活動団体のほか、自治会町内会等の地縁団体、企業・商店街、学校等、様々な主体が連携協働した活動に取り組めるようなコーディネートを意識しているか

※1 区民

各区市民活動支援センター利用者、市民活動・生涯学習団体、NPO団体のほか、市民公益活動に係る場合は、地縁団体、企業・商店街を含みます。

※2 地域施設

区社会福祉協議会（ボランティアセンター）、地域ケアプラザ、地区セン

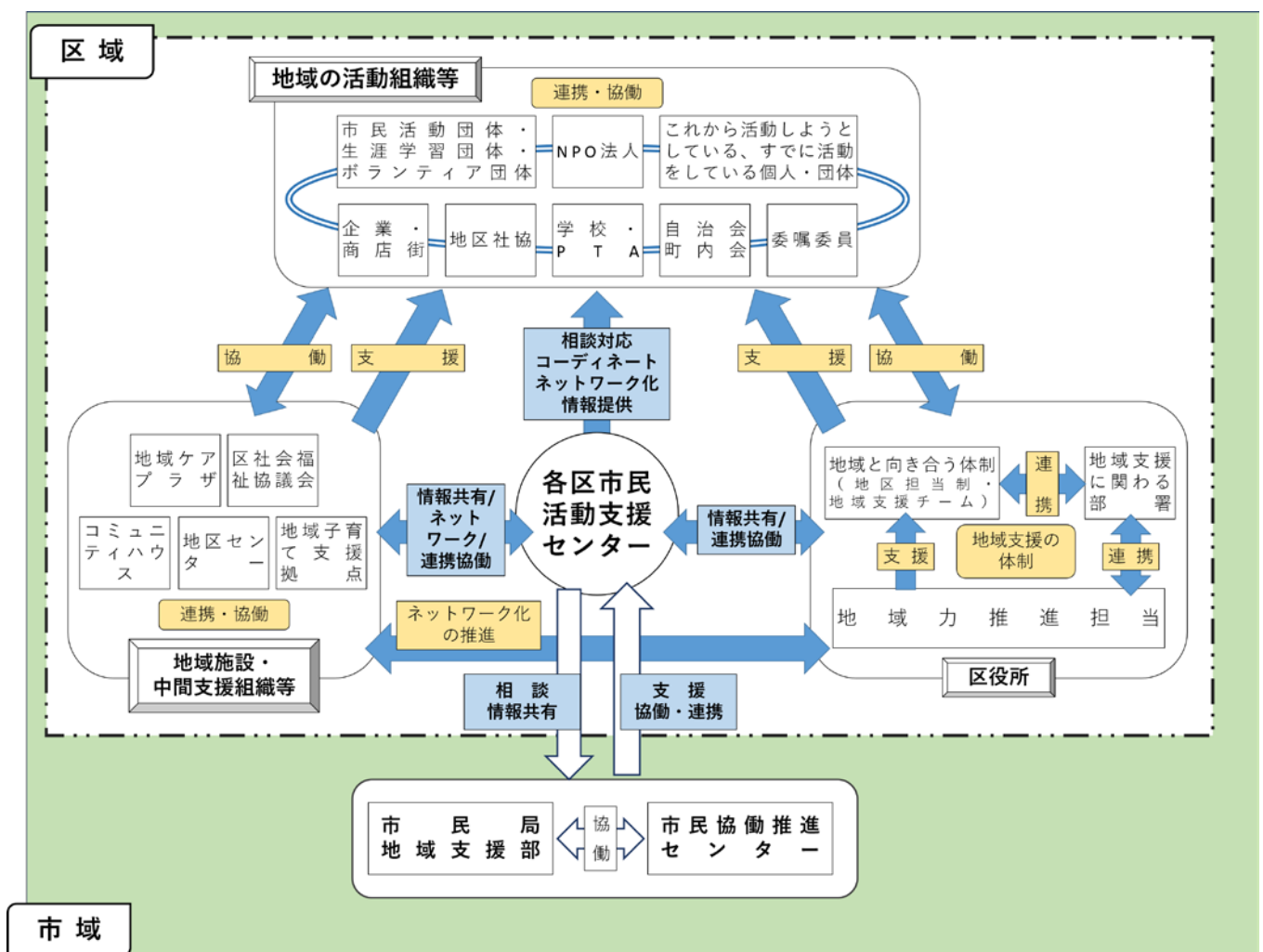
ター、コミュニティハウス、地域子育て支援拠点、スポーツセンター、学校、図書館等

(4) 各区市民活動支援センターと地域との関係

上記の「設置目的」・「基本方針」・「視点」を踏まえて、各区市民活動支援センターと地域との関係を概念図で表すと次の通りです。

なお、地域施設、中間支援組織や活動組織等、地域の活動主体についても、それぞれを中心とした「概念図」が存在することを理解し、働きかけることが大切です。

各区市民活動支援センターと地域との関係



※この図は基本的な関係を示したものであり、各区市民活動支援センターと地域との関係は各区の実情に応じます。

また、上図に加えて、教育委員会が所管する「社会教育コーナー」において、各区市民活動支援センター職員をはじめとする生涯学習・社会教育関係職員の人材育成を実施しています。

2 利用対象

「横浜市市民協働条例」で規定されている「市民公益活動」の定義のもとに、次の要件をすべて満たした団体・個人の活動を、利用の対象とします。

また、市民公益活動とは、幅広く多くの人々が幸せに平穩に生きていくために必要な、営利を主たる目的としない、市民が自主的に行う「公共的な活動」と、一定の自主性をもって不特定かつ多数のものの利益、ある程度幅広い多くの人の利益、社会全体の利益の増進（金銭的な「利益」ではない。）に寄与する「公益的な活動」を指します。

なお、横浜市市民協働条例第5条各号に掲げている活動（宗教活動、政治活動、選挙活動、営利を主たる目的とする活動）については除外とします。

(1) 非営利性

営利を主たる目的としていない活動であること。

(2) 自主性

自らの意思で主体的に行う活動であること。

(3) 公益性

不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした活動であること。

- 趣味、娯楽、スポーツ、レクリエーションなどの活動の場合でも、対象を広げ、不特定多数の人々の参加を受け入れる活動である場合は、公益性があると判断する。
- 構成員の親睦や共益、互助のために行われる活動や個人の場合でも、会員以外の不特定多数の人々に参加を呼びかけるような活動や、不特定多数の利益につながることを目的とする場合は利用を可能とする。

(4) 属市域性

主に横浜の地域の活動であること。

- 全国的な組織や市外に活動の拠点を設けているものでも、構成員の多数が横浜市民または在勤者・在学者である場合は利用登録可能とする。
また、横浜市民・市内在勤者・在学者が少ない場合でも、今後横浜においても活動を展開しようとしている場合も利用登録可能とする。

※ 上記に合致する活動により利用が認められた団体であっても、それとは別に上記に合致しない活動を行う場合は利用が認められません。団体の活動の内容により判断を行います。

※ 通常は利用が認められない（上記に合致しない）活動を行っている団体（営利組織等）であっても、上記に合致する活動を行う場合は、利用の可否について活動ごとに判断することが望ましいと考えます。

⇒運営Q & A集		
1	非営利性って、どういう意味？	1
2	公益性って、どういうこと？	3
3	ミーティングルーム（利用登録の必要がない場所）は、誰が何をしてもいいの？	6
4	会議室の利用条件は？	7
5	チラシ等の配架基準は？	8

3 果たす役割

各區市民活動支援センターは、地域の個人、活動団体に対して、次の役割を担います。

- 個人（市民）の地域活動への参加を促進・支援します。
- 団体や個人の地域での活動がより活性化するように支援します。
また、その活動が不特定多数の人に対し寄与する市民公益活動へと発展するよう促します。
- 地域課題の解決や魅力ある地域づくりを目指し、様々な主体が連携協働した活動に取り組めるようコーディネートをしします。

4 実施する事業

各區市民活動支援センターは、地域施設や、地域の活動団体等との連携、活動団体同士の連携促進等を通して、活動の支援、地域活動への参加のきっかけづくりや、新たな担い手の発掘・育成を行い、地域の課題解決や魅力ある地域づくりへとつなげていきます。

上記を目的とし、区の実情やニーズに合わせて、次の(1)～(7)の事業を実施します。

(1) 相談・コーディネート・ネットワークづくり：

地域での活動に関心のある人、すでに地域で活動をしている個人・団体等からの活動等に関する相談への対応、地域の様々な主体をつなぐコーディネート・ネットワークづくりなど

利用者の相談に対し、各區市民活動支援センター職員は情報を提供したり、活動や学習のノウハウをアドバイスすることを通じて、利用者が主体的に活動や学びに取り組んでいけるよう支援します。

また、中間支援組織として、活動団体や地域施設など様々な主体が連携協働した活動に取り組めるようコーディネートし、ネットワークづくりを支援します。

持続可能な活動に向けた相談に対しては、補助金や民間企業の助成金等の情報提供や、新たな団体や組織とのコーディネートのほか、必要に応じ伴走支援を行います。

地域施設、企業・商店街、学校、地縁団体等の活動が市民公益活動につながる場合は、支援の対象と考えます。

**(2) 情報発信：ニュースレターや冊子の発行、ホームページ、SNSの活用、
メールマガジンの発行など**

活動推進に有益となる講座・イベントや活動団体紹介、助成金等、様々な利用者のニーズに対応したタイムリーな情報を多様な媒体を活用し、発信していく必要があります。

また、情報発信に際しては、利用者から参加・協力を得たり、読者からの意見をもらったりする機会をつくることも有効です。

**(3) 情報収集：団体登録、知識や技術を活かすボランティアの登録、
活動団体や現場訪問、地域施設間の情報共有など**

窓口での相談や、団体・ボランティアの登録を通じて、地域の活動団体や人材の把握、活動する上での課題やニーズ等を確認します。さらに、活動を発表する機会を設けたり、活動の現場を訪問・取材したりし、活動内容への理解を深め、情報を収集します。

また、他の地域施設や組織と、それぞれが持つ情報（活動団体や人材バンク、実施イベント等）を共有することも大切です。

上記のことを実施していくことにより、生きた情報の蓄積ができ、相談対応やコーディネートの際に活かすことができると考えられます。

**(4) 人材の発掘・育成・活用：区民企画講座の実施、活動機会の提供、
地域施設間の情報共有など**

生涯学習や市民活動での各区市民活動支援センター利用者からスキルのある人材を発掘するのはもちろん、団体や地域施設から収集した情報を活用し、団体や地域施設で把握している人材も、地域での活動の新たな担い手として育成を進めます。また、人材の活用として、区民企画講座実施への参画を促したり、他の地域施設や団体へ紹介したりするなど、活動機会の提供を図ります。

このほか、区で実施している地域づくり大学校などの地域の人材育成に関する事業も人材の発掘・育成の有効な機会として、連携するなど活用します。

**(5) 施設間のネットワーク構築：地域施設間の情報共有会議等の実施・参加、
地域施設・組織への訪問等による情報の共有など**

地域の課題や魅力・情報の共有化を促進するため、地域ケアプラザ、地区センター、コミュニティハウス、区社会福祉協議会等、地域の施設・組織等が参加する情報共有会議等を主体となり実施したり、他の地域施設等が運営する会議・連絡会等に参加することで、情報共有及びネットワークの構築を進めます。また、

情報共有会議等の実施にあたっては、他の区役所関係部署の職員の参加を促すことも、充実したネットワーク構築に有効です。

(6) 講座・イベント：きっかけ作り講座、団体スキルアップ講座、体験講座、利用者懇談会・交流会、センター祭り、地域施設・団体との協働イベントなど

企画・実施にあたっては、人材の発掘・育成や参加者・団体同士の「つながり」づくり、情報やノウハウの共有など、それぞれの目的に合わせた仕掛けが重要です。また、必要に応じ、実施後の参加者への支援・フォローを行い、次のステップに繋げていくことも大切です。

(7) 場の提供・機材の貸出：会議室・ミーティングコーナーの提供、利用者の活動に必要な機材の貸出、コピー機・印刷コーナーの設置など

利用者の活動支援だけでなく、利用者とのコミュニケーションの機会としても活用できます。

※ 提供する場やスペース、機材の種類は各区市民活動支援センターにより異なります。

上記(1)～(7)の事業を進めるにあたっては、地域力推進担当や区役所内各部署と十分に情報共有しながら企画、実施します。また、地域ケアプラザや地区センター等の地域施設からの情報収集も有効です。

なお、区民の視点に立った事業を展開するためには、ニーズを把握することが重要で、活動団体へのヒアリングや、アンケート調査などの手法が考えられます。

そして、事業を実施する際には、区民が主体となる事業運営を目指し、各区市民活動支援センター職員のみが事業の全てを担当するのではなく、区民に企画や運営への参加を促したり、区民が行う事業を各区市民活動支援センター職員が側面的に支援することも必要です。

⇒運営Q & A 集		
6	区民のニーズを知るためにはどうしたらよい？	9
7	センターが行う情報提供ってどんなもの？	10
8	個人情報の取扱いって、どこまで注意が必要なの？	14
9	事業の振り返りってどうすればよい？	16
10	地域課題の解決に向けた支援ってどうしたらよい？	17
15	団体支援の目的や具体的な取組方法は？	30
16	施設連携の目的や具体的な取組方法は？	37
17	相談対応の具体的な手順や留意事項は？	42

5 事業実施における留意点

事業の実施に当たって以下の点に留意します。

(1) 区民参画

活動へのきっかけづくり、担い手づくり等の視点から、各区市民活動支援センター利用者、市民活動・生涯学習団体等が事業の企画や運営に参画できる仕組み作りや、各区市民活動支援センター事業の一部を活動団体と協働で進めること等を実施することで、区民が参画する事業運営を目指します。また、その参画をきっかけに、参画者自身の活動が活発化するよう支援・フォローを行います。

⇒運営Q & A集		
6	区民のニーズを知るためにはどうしたらよい？	9
7	センターが行う情報提供ってどんなもの？	10
9	事業の振り返りってどうすればよい？	16
10	地域課題の解決に向けた支援ってどうしたらよい？	17
11	地域に出るための工夫は？	23
16	施設連携の目的や具体的な取組方法は？	37

(2) 地域との関わり

地域の課題解決や魅力ある地域づくりを目指し、地域に密着した支援を行うためには、活動団体や当事者のいる現場、地域施設等に出かけていったり、他の組織等と情報共有したりして、地域について理解を深める必要があります。そして、地域の多様な主体が連携協働しやすくなるよう、まずは地域の活動団体・地域施設の情報を収集・整理し活用する、ハブ的な機能の充実と、そこにつながる相談体制の構築や事業実施が必要です。これらが充実することで、活動団体や施設の情報が必要なときは、各区市民活動支援センターに情報があるかもと、頼ってもらえる存在となることにつながります。

各区市民活動支援センターの強みの一つは、地域づくりのあらゆる主体と関わりをもつことができる中間支援にあります。分野や活動地域を超えて活動団体や地域施設と良い関係を構築し、必要に応じ、共通する目的のある活動団体や地域施設をつなぐことで活動がより発展していけるよう支援していくことが求められます。

① 知る

地域情報は、日ごろの業務を通じて得られる情報に加え、

- ・地域のキーパーソンからまちの歴史や魅力を知る。
- ・各区の統計データ等を見て、各地域の特性を知る。(例えば、年齢別人口、高

齢化率、昼夜間人口比率、公園数、業態別事業数等)

- ・各所管課で行われた地域づくりに関わる各種調査・報告に目を通す。
 - ・必要に応じて活動団体や地域施設にアンケート実施し、各組織が持っている資源や支援ニーズや地域ニーズを知る。
 - ・活動団体や地域施設等のキーパーソンにインタビューして、地域課題や目指す地域について生の声を知る。
- など、各所管課と協力して把握します。

② 考える

収集した情報を基に把握した地域のニーズや課題、高めたい魅力等を、各区市民活動支援センターの事業にどのように反映させるか考えます。

また、必要に応じその内容を活動団体や地域施設と共有する機会を設け皆で、それぞれに取り組む、あるいは連携協働して取り組むなど、方法を考えます。

③ つなげる

上記①、②などの取組で得たキーワードにアンテナを張ることで、課題をもっている活動団体や地域と、その資源をもっている活動団体や地域施設をつなげることができます。

④ 広げる

①～③を通じて得た情報やノウハウを地域施設・活動団体、さらには他区の市民活動支援センター、市民協働推進センターと共有することで、地域の課題解決や魅力ある地域づくりの取組を広げます。また、取組の事例やノウハウ等をホームページや冊子に掲載して、かたちにすることで、さらに広がっていきます。

⇒運営 Q & A 集		
6	区民のニーズを知るためにはどうしたらよい？	9
9	事業の振り返りってどうすればよい？	16
10	地域課題の解決に向けた支援ってどうしたらよい？	17
15	団体支援の目的や具体的な取組方法は？	30

(3) 地域力推進担当との連携

地域力推進担当は、区役所の地域支援のとりまとめ役として、地域の状況・課題の区役所内での共有や、庁内連携体制の運営を行っています。また、職員の人材育成や、地域活動の担い手確保に向けて、地域の人材育成を進める部署等と連携して取組を進める役割を担っています。

地域課題や社会的課題及び市民ニーズが多様化、複雑化し、各課や地域施設、

自治会町内会や市民活動団体がそれぞれの枠を超えて取り組むべき課題が生じています。こうした中で、自治会町内会や市民活動団体との関係性など、それぞれの強みを活かし、地域力推進担当と各区市民活動支援センターが事業をともに実施するなど連携することで、相乗効果が期待されます。

【連携事例】

- ・地域づくり大学校の修了生（修了見込み含む）が地域活動を行うにあたっての相談や既存団体とのコーディネート
- ・地域力推進担当の事業である地域づくり大学校等の企画・運営に関する連携
- ・自治会町内会と既存団体とのコーディネートの相談窓口
- ・活動団体や個人が補助金の交付を受けながら地域活動を行っている場合、持続可能な活動を行えるようにする相談・伴走支援（補助金や民間助成の紹介などの情報提供）
- ・地域に深くかかわっている、他の中間支援組織（区社会福祉協議会や地域ケアプラザ、地区センター、コミュニティハウス、地域子育て支援拠点）と情報交換の機会を持ち、自治会町内会と既存団体との団体間の連携が進みやすくなるようにする、日ごろからの地域の情報収集

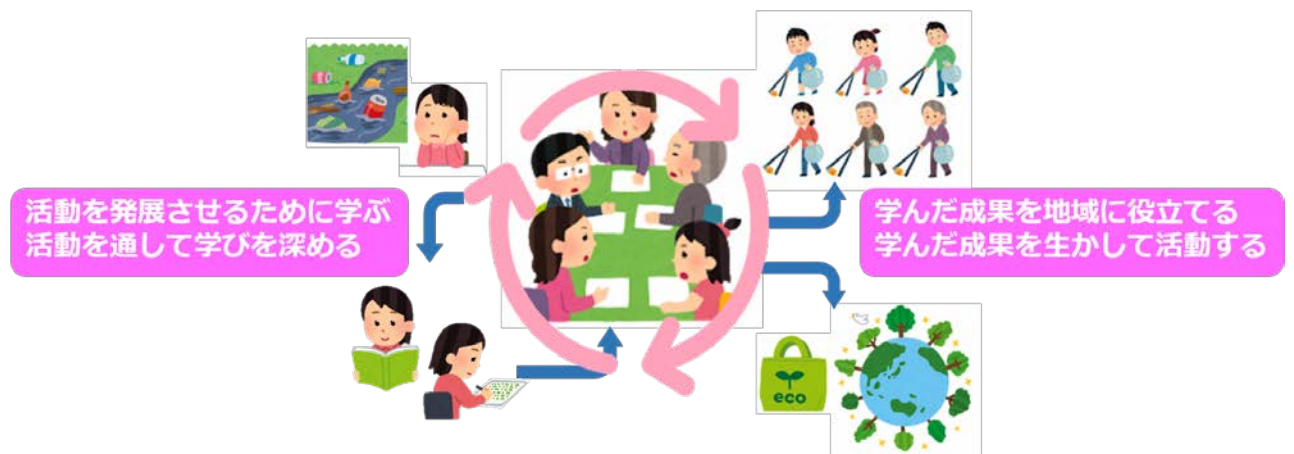
（4）市民公益活動と生涯学習

学びたいときに「あらゆる機会に、あらゆる場所で」学ぶことができる仕組みを整備し、生涯を通して学び続けることができる環境づくりを進めるために、市民への学習情報や学びの機会を提供することは、各区市民活動支援センターの役割のひとつです。そして、生涯学習で身につけた、変化が激しく多様化する社会の中でいきいきと暮らせる「ちから」を地域・社会のために生かしていくことが、地域活動・市民公益活動へとつながります。また、一つひとつの「ちから」をつなぐことで、より大きな「ちから」を生み出し、豊かな地域づくりにつながっていきます。このように、生涯学習と市民公益活動とは、活動が活発化するに従って、連動した動きを持っています。（次項イメージ図参照）

各区市民活動支援センターは、生涯学習支援センターと市民活動支援センターの複合化により設置されており、学習活動によってできたグループが市民活動団体へと展開する際のサポートや、市民活動団体における学びの支援など、学びと活動を一体的に支援することで、相乗効果を図ります。

※生涯学習支援について詳しくは、「横浜市生涯学習支援ハンドブック」をご覧ください。

【学びと活動の連動のイメージ】



第2章 各区市民活動支援センターの運営

1 事業実施場所

各区市民活動支援センターは、事業を実施する場所としての位置付けのため、所管課が場所を確保する場合は、財産上、「本市の執務室（事務スペース）」としての扱いとなります。

2 空間づくり

各区市民活動支援センターは、第1章「4 実施する事業」に掲げた事業を実施するため、効果的な空間づくりを行う必要があります。その際には次の点を留意して行います。このことで、利用者の増加につながったり、利用者とのコミュニケーションが活性化したりすることが期待できます。

- (1) 入りやすく、居心地の良い雰囲気づくり
- (2) 相談しやすい環境づくり
- (3) ミーティングコーナー等ニーズに合わせた活用法の検討
- (4) 見やすい掲示と配架
- (5) 利用者と職員がコミュニケーションを取りやすい工夫
- (6) 事故の起こりにくいレイアウトと什器等の配置
- (7) 利用者の動線や特性に応じたサイン計画

なお、各区市民活動支援センターの設備は、情報コーナー及び相談・コーディネートコーナーを必須とし、その他の設備は次の設備例を参考として、各区が地域ニーズ等を考慮して判断します。会議室・研修室、コピー・印刷コーナーを設置しない場合は、近隣の他施設を紹介できるようにします。

名称（例）	説明
相談・コーディネートコーナー	活動を始める際の相談やPRについてなど、様々な相談を受け付け、活動を側面から支援する場所
情報コーナー	イベントや団体の活動情報を掲示できる場所
会議室・研修室	講演会・勉強会・交流会等に利用できる場所
	協働の相談、コーディネート等を実施する場所
ミーティングコーナー	打ち合せや作業等に予約なしで利用できる場所
コピー・印刷コーナー	パンフレットやチラシを作る時に利用できる場所
貸ロッカー	登録団体が事務用品などを置いておける場所
メールボックス	登録団体が郵便物の届け先として指定出来る場所
プレイコーナー	利用者が子どもを遊ばせることができる場所

閲覧コーナー	利用者が様々な分野の図書や記事、団体の発行する記事を閲覧できる場所
パソコンコーナー	利用者が電子端末を使った情報検索や、出力をすることができる場所

⇒運営Q & A 集		
12	センターの効果的な空間づくりの工夫は？	24

3 開館日・開館時間

夜間・土日祝日の開館等、開館日・開館時間については、各区の実情に応じて判断するものとします。

4 職員

(1) 職員定数

直営の各区市民活動支援センターの場合、4名の職員配置を原則とします。
民間委託の場合、事業費の中で必要な人員を確保します。

※ 社会教育指導員を各区市民活動支援センターに配置する等の各区市民活動支援センター職員についての弾力的な運用は、実情に応じて各区が判断するものとします。

【社会教育指導員の職務内容】（「横浜市社会教育指導員設置要綱」第3条）：
指導員は、市民の社会教育活動に対する指導及び助言を中心に、生涯学習の支援に関する業務を行う。

(2) 職員に求められる業務知識・実務能力

横浜市職員行動基準を踏まえた上で、求められる業務知識・実務能力については、次のとおりです。

- 各区市民活動支援センターの設置目的・経緯に対する知識
- 横浜の施策（横浜市政・区政）に対する知識
- 市民活動、地域活動についての知識
- コミュニケーションを図る上で必要な対人関係についての知識・能力
- 相談者の話を聴き、相談者自身の学びや活動につなげる助言やコーディネートをする能力
- 社会情勢の変化や市民の学習と活動の情報やニーズを把握し、積極的に発信する能力

- 地域の課題や魅力などを踏まえた自主事業を、企画・実施する能力
- 地域課題解決に向けた取組を支援するために、職員や関係する組織・団体と連携・協力する能力

(3) 職員に求められる心構え

市民に最も身近な存在として信頼され、相談者の学びや活動のステップを考えながら、市民と市民の活動を支援することが求められます。

5 目標の共有

ガイドラインに沿って設置目的を実現するためには、各区の実態に合わせて具体的な方向性や事業計画を区と各区市民活動支援センターで策定する必要があります。中期的な目標（3～5年程度）を区の各区市民活動支援センター担当職員と各区市民活動支援センター職員の間で共有することで、すぐには解決出来ない課題に対して中長期的に取り組むことができます。また、区の職員の変更等があっても切れ目のない運営が可能となります。

6 直営と民間委託

現在、18区の各区市民活動支援センターの運営は「直営」と「民間委託」に分かれており、以下のような特徴があります。

(1) 直営

- ・ 区役所（地域振興課）の一部として機能します。
- ・ 各区市民活動支援センター職員は会計年度任用職員として、横浜市の規定に沿って採用します。
- ・ センター長は置きません。決裁権者は、地域振興課長となります。
- ・ 事業費は個性ある区づくり推進費の直接執行で予算の範囲内で執行します。
- ・ 区の各区市民活動支援センター担当職員は、異動や担当替えで数年ごとに交代するため、事業継続に際し引継ぎが重要となります。
- ・ 庁舎内に各区市民活動支援センターがある場合、休庁日の開所は難しいです。
- ・ 庁舎外に各区市民活動支援センターがある場合、施設管理者が不在のため緊急対応が難しいです。

(2) 民間委託

- ・選定した事業者と協働契約を結び、受託事業者が事業を執行します。センター施設は、区が用意します。
- ・受託事業者は、中間支援組織として独自のネットワークやノウハウを運営に活かすことができます。
- ・事業費は、委託料及び講座実施等の事業収入で賄います。
- ・受託事業者の裁量によって、事業遂行に必要な職員数や専門性のある人材などをフレキシブルに採用できます。
- ・各区分市民活動支援センターに責任者を設けることで、意思決定の迅速化、柔軟な事業実施、及び緊急対応が可能です。
- ・受託事業者を変更する場合、円滑な事業継続のため引継ぎが重要です。
- ・庁舎内に各区分市民活動支援センターがある場合、開所曜日や開所時間について、制限される場合があります。

直営、民間委託については当面の間は実情に応じて各区が判断するものとします。民間委託化にあたっては、次の点などが求められます。

- 利用者・利用団体（利用者懇談会、運営委員会）や自治会町内会等の理解や協力が得られること。
- 事業受託者と区が協働契約を結び、協働で各区分市民活動支援センターの運営を行うこと。

【参考】

民間委託化について、検討開始から委託化までの大まかな流れは以下になります。ご参考にして下さい。

①委託化についての内部検討

区所管課は区役所関係部署（総務課等）との調整も含め、次の点を検討します。
現状分析(地域課題、市民活動の状況等)／民間委託化の理由／民間委託化についての調査(受託可能団体、委託費概算等)／委託化のメリット・デメリットの整理／開館曜日・時間の検討／移転を伴う場合は移転に係る事務及び費用の調査／必要経費の参考見積書徴収

②市民局市民協働推進課に連絡・相談

上記検討内容を含め、民間委託化に向けて、各種確認及び、相談に対応します。

③市民局内調整（必要な場合は、財政局財政課担当へ説明）

市民局市民協働推進課は、上記検討内容を踏まえ、民間委託化の必要性の確認、必要経費の精査等を行い、併せて予算確保等について、局内及び財政局財政課等と調整を進めます。

※上記①～③につきましては区局の複数の課が関わることになりますので、準備・

調整に時間を要します。委託化を検討する際は、市民協働推進課への早めの情報提供・相談をお願いいたします。

- ④区局内での委託化の方針決定
- ⑤利用者・利用団体、自治会町内会、関連団体等に対して民間委託について説明
- ⑥管理運営受託者の公募及び選定に関する要綱案等の作成等、募集の準備
- ⑦受託事業者の募集
- ⑧受託事業者の決定～受託者との協働契約の締結
- ⑨受託事業者への事務引き継ぎ
- ⑩民間委託開始

必要期間の目安ですが、①～④につきましては委託開始希望年度の前々年度、⑤以降につきましては、前年度の実施を想定しています。ただし、移転を伴う場合や、前年度の委託の準備事務等に費用が発生する場合など、個別の状況に合わせ、より早くから取り組む必要があります。

⇒運営Q & A集

13	民間委託化におけるメリット、デメリットはなに？
----	-------------------------

27

7 DXの推進について

デジタル技術が社会全体に浸透している現状を踏まえ、運營業務のシステム化（会議室の予約等）や地域での各種活動・イベント、活動主体等の情報を共有できるプラットフォームの提供等による市民サービスの向上や業務効率化のほか、SNSやオンライン技術等を活用した事業を市民局とも連携し展開するものとします。

※DXとは（「横浜DX戦略 戦略の方向性／骨子」（市デジタル統括本部作成）抜粋）

DXは、デジタル技術を活用した変革です。

デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション*（Transformation）を掛け合わせた造語で、様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる、社会やサービスの変革を意味します。

デジタルは手段であって目的ではありません。

DXで重要なのは、変革によってもたらされる新たな価値の創造です。

*トランスフォーメーション

もともとの形態や機能が大きく変化する「変容、変革」です

「Trans」は「Cross=X」と同義語で既存のものを「超える」の意

「formation」は「形」の意

8 その他

(1) 要綱等について

要綱及び事務取扱要領を変更する場合は、市民局市民協働推進課と事前に調整の上、変更を行うものとします。

(2) 施設名称について

市民への周知が図られていることを鑑み、現行の名称を維持することを原則とします。

なお、やむを得ず名称を変更する場合は、この事業をイメージできる名称とすることが望ましいと考えます。

例) ○○市民活動支援センター、○○市民活動センター、○○区民活動支援センター 等

(3) 利用統計について

相談受付シート等を基に利用件数を集計し月報を作成し、翌月 15 日までに市民局市民協働推進課まで提出するものとします。

(4) 方面別拠点（ブランチ）

区としての「活動支援の総合力アップ」「区民の方々の利便性」を考えたときに、方面別に拠点があることは有効な手段の一つと考えられます。

方面別拠点があることで、より身近にニーズを知る、また地域の課題解決や魅力ある地域づくりの具体的な手法を聴くなど、生きた情報を得ることができます。

このような特性を踏まえ、方面別拠点の設置については、地理的条件や実情に応じて各区が判断していきます。

第3章 横浜市市民協働推進センターとの連携・支援

(以下、「横浜市市民協働推進センター」を「市民協働推進センター」と略します。)

1 市民協働推進センターの機能と役割

(1) 機能

市民協働推進センターでは、地域における様々な課題の解決や新しい取組を創発するため、以下の5つの機能が横浜市市民協働推進センター事業要綱で定められています。

①総合相談窓口

- ・様々な主体との連携について相談・提案を受け付けるワンストップ窓口
- ・地域や社会の課題解決に向けた、地域団体・NPO 法人市民活動団体・企業・大学・行政等のコーディネート、プロジェクト立ち上げ支援
- ・市民提案の事業化に向けた伴走支援

②情報活用・事業手法創出

- ・市内外における先進的事例の収集・ノウハウの蓄積
- ・データや情報技術などを活用した新たな手法創出
- ・新たな協働の担い手育成に関する講座開催
- ・様々な課題の解決に向けたアイデアの共有を行うワークショップ等の開催等

③交流・連携

- ・中間支援機能を持つ施設や団体（NPO法人など）との情報共有・連携
- ・民間フューチャーセンター等とのネットワーク形成・情報共有

④市民活動団体支援

- ・市民活動に関する各種相談
- ・市民活動団体に向けた各種セミナー・講座の開催等

⑤各区市民活動支援センター支援（※次頁参照）

- ・各区市民活動支援センターの運営支援
- ・各区市民活動支援センター職員向け研修会や情報交換会等の実施

(2) 役割

市民協働推進センターは、市民等と横浜市の協働に基づき、地域における様々な課題の解決や新しい取組を創発するために対話と創造の場として、市内における「協働」の取組を推進します。

2 市民協働推進センターと各区市民活動支援センターの関係

市民協働推進センターと各区市民活動支援センターは、互いの独自性を活かしつつ、連携しながら協働を推進する関係を目指します。その地域を良く知る各区市民活動支援センターは、区域の様々な団体、グループに対して、きめ細やかな対応を行います。また、NPO団体の立上げや運営、協働に関する専門的な相談、区域にとどまらない課題については、市民協働推進センターが蓄積したノウハウや保有する市全域のネットワークを用い、解決に向け各区市民活動支援センターと一緒に考え、取組を実施します。

3 各区市民活動支援センターの運営支援

次のとおり、市民協働推進センターは各区市民活動支援センターの運営を支援します。

(1) 市内の市民公益活動を支える意識づくり

市内の市民協働を推進する意識づくりを行います。そのために、センター間の情報共有・交流の促進や協働事業の実施を支援します。

ネットワーク会議などを活用し、各区市民活動支援センターの運営や事業等に関する、先駆的な取組や課題解決の手法についての考え方やスキルを分かち合い、各区市民活動支援センターが互いに学びあう環境を作ります。

(2) 各区の実情に合わせた伴走支援

各区市民活動支援センターのそれぞれの異なる状況や課題を把握した上で、各区の実情に合わせた伴走支援を行います。

(3) 地域支援・中間支援機能の向上

各区市民活動支援センター職員には、地域支援・中間支援機能、その中でも特に、市民公益活動・市民協働に関する知識やコーディネート能力が求められています。前述の伴走支援や研修を通じて市民協働推進センターや各区市民活動支援センターが持っているそれらのノウハウを共有し、実践できる場を作ります。

(4) 各区市民活動支援センターで受けた団体支援・協働に関する相談へのサポート

NPO団体の立上げや運営、協働に関する相談について、必要に応じて同席しサポートします。

(5) 情報提供

横浜市内外の市民公益活動の情報や地域課題の解決や魅力ある地域づくりに関する知識や学びを広げるために必要な情報等の提供を行います。

【参考資料】

1 各区市民活動支援センターのこれまでの流れ

平成 6 年度	生涯学習支援センター事業を全 18 区で開始 →各区に学習相談員 2 名を配置
平成 10 年度	横浜コード「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針」提言 →協働の原則や方法等を提言。
平成 12 年度	横浜市市民活動推進条例 施行 →横浜コードを基に条例化。市民活動の定義、市の責務、市民活動を行うものの責務、協力して事業を行なう場合の基本原則、市民活動推進委員会の設置などを定める。
	横浜市市民活動推進委員会 設置 →市民活動への支援のあり方など市民活動の推進に関し必要な事項を調査・審議する機関として設置。
	横浜市市民活動支援センター 開設 (※当初は桜木町及び市ケ尾・戸塚にランチを設置)
平成 14 年度	横浜市市民活動推進委員会 答申 「横浜市における市民活動に対する助成のありかたについて」 →市民活動支援施策の基本的な考え方、財政的支援、活動拠点、人材・連携、市民活動支援センターの機能充実・拡充及び地域レベルの展開の必要性について提言がなされる。
	横浜市中期政策プラン（2002～2006）策定 →市民活動支援センターの充実・地域展開などの方向性が示される。
平成 15 年度	市民活動支援センター地域レベル展開ガイドライン 策定 →市民活動支援センターを各区に展開するにあたり、本市として一体的な市民活動支援センターの地域レベル展開を図るため、統一的なガイドラインを策定。
平成 16 年度	協働推進の基本指針 策定 →これまでの協働の成果を活かして、様々な主体が行政と協働して地域課題を解決していくにあたって、協働の考え方や進め方などへの理解を深め、共通認識をもって協働を進めていくために策定。
	生涯学習支援センターとの複合化により各区市民活動支援センター開設 →神奈川区、都筑区
平成 17 年度	生涯学習支援センターとの複合化により各区市民活動支援センター開設 →青葉区、瀬谷区、南区、緑区、保土ケ谷区 ※保土ケ谷区は民間への運営委託により事業開始

平成 18 年度	生涯学習支援センターとの複合化により各区市民活動支援センター開設 →栄区、鶴見区
平成 19 年度	生涯学習支援センターとの複合化により各区市民活動支援センター開設 →中区、旭区、金沢区
平成 20 年度	横浜市市民活動推進委員会 意見具申 「新たな市民活動総合支援拠点について」 →新たな市民活動総合支援拠点（横浜市市民活動支援センター・市民局市民活動支援課）と各区市民活動支援センターとの役割分担と連携、各区市民活動支援センターと各種施設（地区センター・コミュニティハウス・地域ケアプラザ・民間の市民活動拠点等）との連携、地縁組織との関係づくりについて提言がなされる。
	生涯学習支援センターとの複合化により各区市民活動支援センター開設 →港南区、泉区、港北区、西区、磯子区、戸塚区（全 18 区展開完了） ※戸塚区は民間への運営委託により事業開始
平成 22 年度	市民と行政のための協働ハンドブック 作成 →市民と行政が一緒に使える協働の入門書として作成される。協働に関するアドバイスや事例が掲載される。
	横浜市中期 4 か年計画 2010～2013 策定 →各区市民活動支援センターの位置づけが示される。（政策 15 参加と協働により地域自治の支援）
	南区 各区市民活動支援センターを多文化共生ラウンジと複合化
平成 23 年度	市民活動支援センター事業展開ガイドライン 策定 →平成 23～25 年度の 3 か年における、各区市民活動支援センターの事業展開の方向性を示す。
	南区 民間への運営委託開始
平成 24 年度	協働推進の基本指針 改訂 →策定から 8 年間が経過し、この間、様々な社会的状況の変化が生じる中で、数多くの協働施策が実施され、関係条例や市民活動拠点の整備も進み、地域の絆を深め、協働をさらに進める必要が生じたことから、改訂が行われた。改訂により、中間支援組織として各区市民活動支援センター等が地域の多様な主体の相互信頼の醸成に向けてコミュニケーションの促進を図ること、各区市民活動支援センターが幅広い世代からの参画を促す事業を推進し、地域人材を育成することなどが定められる。
	L e t ' s <協働入門> 作成 →市職員の協働への理解をより深めるために、「市民と行政のための協働ハンドブック」を改訂。具体的な協働の進め方や協働の事例が紹介されている。

平成 25 年度	横浜市市民協働条例 施行 →市民活動推進条例を議員立法により、全部改正。市民協働に関する基本的事項を定める。新たに「市民協働事業の提案」、「自主事業」、「協働契約」、「中間支援組織」など、市民協働を行う際の仕組、責任や役割等を明確にするための規定が創設される。
平成 26 年度	西区 民間への運営委託開始 横浜市中期 4 か年計画 2014～2017 策定 →中間支援組織等のコーディネート能力等の向上や地域施設間の連携の促進が示される。(政策 18 参加と協働により地域自治の支援) 市民活動支援センター事業展開ガイドライン 改訂 →横浜市市民協働条例の施行、横浜市中期 4 か年計画 2014～2017 の策定を踏まえ、全面的な見直しを行う。
平成 30 年度	横浜市中期 4 か年計画 2018～2021 策定 →市民利用施設等におけるコーディネート機能の充実の方向性が示される。(政策 33 参加と協働による地域自治の支援)
令和 2 年度	横浜市市民協働推進センター開設 →横浜市市民活動支援センター事業を終了し、庁舎移転に併せ 1 階に開設。
令和 3 年度	港南区 栄区 民間への運営委託開始 市民活動支援センター事業展開ガイドライン 改訂

2 横浜市市民活動推進委員会からの意見具申「新たな市民活動総合支援拠点について（平成 20 年 9 月）」における各区市民活動支援センターの位置づけ

横浜市市民活動推進委員会からの意見具申、「新たな市民活動総合支援拠点について（平成 20 年 9 月）」の中で、市版センター（現・横浜市民協働推進センター）と区版センター（現・各区市民活動支援センター）との役割分担と連携強化について、次のとおり記載されています。

4 新たな市民活動総合支援拠点と区版市民活動支援センターとの役割分担と連携強化

(1) 市域の支援拠点として新たな市民活動総合支援拠点の担う役割

ア 広域・専門的視点からの支援と区版市民活動支援センターとの連携の強化

横浜市では、平成 16 年度から区版市民活動支援センター事業を各区に展開し、平成 20 年度に全 18 区で事業が実施される運びとなっています。「新たな市民活動総合支援拠点」は市域の支援拠点として、区域の支援拠点である区版市民活動支援センターと役割分担のうえ連携し、様々なノウハウや情報を共有するネットワークの要となり、区版市民活動支援センターが抱える課題の解決を支援したり、助成金情報などを集約し市民活動とのマッチングを図ることで市民活動の資金的課題解決を支援するなど、広域・専門的な視点からの市民活動支援を行うことが求められます。

(2) 区域の支援拠点として区版市民活動支援センターの担う役割

ア 地域に密着した支援

平成 20 年度中に、18 区で区版市民活動支援センター事業が開始されますが、共通に持つべき機能など全市的に水準を合わせていくなかで、各区の個性を活かしていく必要があります。そうした中で、区版市民活動支援センターは、地域の市民や市民活動への支援など、地域に密着したきめ細かい支援を行っていくことが求められます。地域には、地区センター、コミュニティハウスや地域ケアプラザなど、行政が設置する多くの施設があり、活動の場の提供や市民活動支援事業を実施していることから、区版市民活動支援センターとこうした区内施設との連携強化を図るとともに、必要な機能を整理していく必要があります。

イ 地縁組織などとの関係づくり

自治会・町内会を中心とした地縁組織は、地域において様々な問題に対処するなど大きな役割を果たしています。「新たな市民活動総合支援拠点」と区版市民活動支援センターの連携のもと、こうした地縁組織と市民活動との情報交換や交流を促すとともに、協働して課題解決に取り組むことが求められます。

地域では、空き家や空き店舗などを活用し民間が設置する市民活動拠点も増えてきています。区版市民活動支援センターは、行政により設置された拠点だけではなく、民間の市民活動拠点との連携も進め、区域の市民活動拠点のネットワークの中心としての役割を果たしていくことが重要です。

3 「協働推進の基本指針（平成 24 年 10 月改訂）」（における各区市民活動支援センターの位置づけ

「協働推進の基本指針」の中で、各区市民活動支援センターの中間支援組織としての役割について、次のとおり記載されています。

2 協働の土壌を耕す

ー「参加と協働による地域自治」の基盤づくりー

市民のニーズや地域の抱える課題が多様化・複雑化する中で、個人としての市民、市民活動団体・NPO、自治会町内会、企業など、様々な主体と行政、また、主体同士が互いの知恵や工夫を出しあい、限られた資源を活用しながら、これまで以上に協働して地域課題・社会的課題の解決に取り組んでいくことが重要です。

そして、協働を進めるためには、その基盤となる市民・行政双方の意識改革、相互信頼の醸成、地域課題の共有及びこれらを進めるための環境整備を一層推進していくことが必要です。

～～～略～～～

（2）相互信頼の醸成 ～ 情報共有のための場の形成 ～

様々な主体が協働を進めるには、設立目的も行動様式も異なる各々の主体の間で、相互信頼が成り立っていなければ円滑な関係づくりができません。そのために大切なのは、情報の共有とコミュニケーションの促進です。

～～～略～～～

ウ コミュニケーションの触媒となる中間組織とコーディネーター

市民活動を市民自身が支える存在として、中間組織があります。中間組織は、市民活動団体と行政や他の主体との間にあって、市民活動団体に対しては、市民活動相互の連携や情報交換、情報や技術・技能、ノウハウの提供、ネットワーク、コーディネートなどの機能を持ち、他方で行政に対しては、市民活動全体の立場を踏まえて政策提言を行うものと考えられます。

市民、NPO、自治会町内会等を媒介・ネットワーク化しつつ情報交流のための場を創るには、中間組織がコミュニケーションの触媒の役割を果たすことが期待されます。

公設民営の中間組織としてNPO法人が運営する横浜市市民活動支援センターや、各区に整備された市民活動支援センター、市・区社会福祉協議会、地域ケアプラザも地域の多様な主体の相互信頼の醸成に向けてコミュニケーションの促進を図ります。

また、専門性を持った個人が双方向型のコミュニケーションの促進を担うケースも考えられます。具体的には「コーディネーター」と呼ばれる人たちがそれにあたります。コーディネーターは、まちづくりなどの専門家の他、区役所や地域施設の職員、地域の中で横断的に活動する市民が担う場合があります。

多様な主体間のコミュニケーションを促進するためには、第三者として双方をつなぐコーディネーターとそれぞれの組織内のコーディネーターと、両方必要であると言われます。また、コーディネーター同士が課題について相談し合い、支援し合うようなネットワークが求められています。

（３）身近な地域での合意形成 ～ 地域課題の共有とコーディネート ～

～～～略～～～

エ コーディネート機能の強化

実際に地域では、これまでも様々な団体や人々が連携して課題解決に取り組んでいます。地域によって団体間の連携には差があります。そこで今後、課題解決の取組をさらに広げ、活動の担い手を増やしていくためにも、連携する団体を増やすとともに、地域間のネットワークを広げることが重要になってきます。

そのため、中間組織など様々な形でのコーディネート機能の強化が必要です。特に、協働を進めるにあたって、様々な主体間の関係づくりがうまくいくように、中間組織等では市民の立場に立って相談に応じる役割や両者の間に立って調整をする役割も重要です。

このような取組は、市民に身近な地域社会において、重点的に展開する必要があります。そのうえで、市民の問題への関心と参画意識の広がりや課題の性格に合わせて、区域、市域などに取組を広めていくことが重要です。

（４）実施のための環境整備

地域の課題解決に向け、自治会町内会や市民活動団体などの公益的活動を推進し、また協働して取り組んでいくためには、より一層の環境整備が必要です。市民の主体的な地域まちづくりやコミュニティ形成の促進、自立的活動の推進、それらを行政として支援するための制度の体系的な把握と効果的な活用を行うとともに、必要に応じて新たな制度を検討します。

ア 地域に密着した活動拠点の確保

地域課題に取り組む自主的な活動や協働を推進していくためには、市民活動団体などが、会議や打合せ、事務作業などを行ったり、相互に交流・ネットワークするための活動拠点になる場所を確保することが必要です。そのため、行政は、各区に整備されている市民活動支援センターや福祉保健活動拠点が有効活用されるよう、情報発信、スタッフの研修やネットワークづくりを進めます。

また、より身近な地域施設である地区センター、コミュニティハウス、地域ケアプラザなどを活動の拠点として利用するとともに、自治会町内会館や団地の集会所、空き家・空き店舗などについても活用していく必要があります。

イ 地域活動の人材育成と派遣

地域課題に取り組む活動を推進していくためには、そのための専門知識や経験、ノウハウを持った人材に力を発揮してもらうことが必要です。そのため、市民活動を支援する専門家を登録し、アドバイザーとして派遣する制度が有効です。また、各区の市民活動支援センターなどが中心となって、幅広い世代からの参画を促す事業を推進し、活動の経験を重ねてもらう中で担い手として育成をしていくことが必要です。

4 「横浜市市民協働条例（平成 25 年 4 月施行）」における各区市民活動支援センターの位置づけ

「横浜市市民協働条例」の中で、各区市民活動支援センターの中間支援組織としての役割について、第 2 条第 5 項、第 16 条において、次のとおり記載されています。

第 2 条第 5 項

（定義）

第 2 条

5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

第 2 条第 5 項（解釈・運用の手引き）

【中間支援組織】

本市の「協働推進の基本指針」の、「コミュニケーションの触媒となる中間組織とコーディネーター」の中で、中間支援組織を、次のように記述しています。

～～～略～～～

P. 17「ウ コミュニケーションの触媒となる中間組織とコーディネーター」を参照

また、内閣府の「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」の中では、中間支援組織を、次のように定義しています。

中間支援組織とは、市民、NPO、企業、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO 等へのコンサルティングや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織を言う。
中間支援組織自らが NPO 等である場合もある

第 16 条

（中間支援組織）

第 16 条 市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

第 16 条（解釈・運用の手引き）

市民協働事業を、円滑に推進していくためには、市民協働事業を行う市民等に情報提供や各種相談、コーディネート等を行う中間支援組織の力が必要で、そのような組織が充実していくことが求められています。中間支援組織自体の活動の質を高めていくことは勿論のことですが、市民協働事業を行う市民等と行政も、ともに中間支援組織を支援していくことも求められています。

中間支援組織は、既存のものもありますが、様々な分野で生まれるものですので、支援という考え方が必要になります。そして、市民協働事業を、より実りあるものにするため、市民協働事業を行う市民等と行政は、中間支援組織の調整や助言等に対し、真摯に対応することが大切になります。

【 1 中間支援組織の役割について】

公共的・公益的サービスの担い手となる市民等の市民公益活動などが、活発化するには、市民等が相互に媒介し連携を促したり、自立や課題解決を支援するための情報や技能・技術・ノウハウなどの提供、さらには市民公益活動や市民協働全体の立場を踏まえて政策提言を行う機能が存在することが必要です。このような機能を担う主体を、中間支援組織と呼びます。中間支援組織は、その活動を通じて社会からの信任を得ることが大切です。その活動の実効性を高めていくためには、市民等や大学、行政など、様々な主体による支援も必要です。

中間支援組織を社会全体で認知し、支援していくことが、市民公益活動や市民協働が活発化していくことの環境整備にもつながります。

【 2 中間支援組織の機能と類型について】

(1) 中間支援組織の機能

ネットワーク機能	中間支援組織の基本的な役割として、特定テーマや関連する情報の共有化や情報交換、課題解決のための相互支援などがあり、個別市民等のネットワーク化を図る役割があります。
コーディネート機能	ネットワーク機能を活かして、市民等と行政とのつなぎ役、地域のまちづくりの多様な主体間のつなぎ役などを実践しつつ、合意形成やマネジメントなどの協働の技能・技術を発揮します。市民等や行政と連携して、コーディネート機能が社会的に認知される環境整備が必要です。
政策提案機能	コーディネート機能をいかんなく発揮する市民協働事業などに取り組みつつ、協働事業の枠組みの組み立て、協働に相応しい市民協働事業や業務委託方式のあり方、市民協働事業を促進する条例や指針などの仕組みづくりなどの提案機能を持ちます。
情報提供・相談機能	NPOを支援するために、資金、人材、会計、会議運営、組織運営などのマネジメント情報を提供するとともに、市民協働の実施等に関して、これらの事業を促進する立場で相談を受け、実現に至る方向を共に検討していくなど、中立な立場での役割を持ちます。

(2) 中間支援組織の諸類型

総合型	NPO、まちづくり、環境などの多様なテーマで、比較的総合的な取組を実践している中間支援組織であり、多分野の専門家との連携が特徴です。市民等と行政の間にあって、ネットワーク力、コーディネート力を活かした政策提言力の強さが持ち味です。
テーマ型	水と緑、福祉、子育て、諸施設の運営などの特定のテーマで活動する市民等を支援する中間支援組織で、機動力と専門性の高さが特徴です。市民等と行政の間にあって、ネットワーク力と政策提言力の強さが持ち味です。
地域型	特定地域をフィールドに活動する市民等を支援する中間支援組織で、都心部、郊外部、河川流域などをフィールドとして、多彩な形態があります。市民等と行政の間にあって、地域でのネットワーク力とコーディネート力の強さが持ち味です。

公的な中間支援組織としては、公設民営の中間支援組織として、NPO法人が運営する横浜市市民活動支援センターや、各区に整備された市民活動支援センター、市・区社会福祉協議会、地域ケアプラザ等があります。これらの組織も地域の多様な主体の相互信頼の醸成に向けてコミュニケーションの促進を図ります。

また、民設民営で、様々な分野で自主的・自立的にネットワークを構築して、活動している中間支援組織も多く存在しています。そして、それらの組織が連携して、協議体等を設置し、より幅広い支援や政策提言を行っている場合もあります。さらに、専門性を持った個人が双方向型のコミュニケーションの促進を担うケースも考えられます。具体的には「コーディネーター」と呼ばれる人たちがそれに当たります。コーディネーターは、まちづくりなどの専門家のほか、区役所や地域施設の職員、地域の中で横断的に活動する市民等が担う場合があります。

※文中の「横浜市市民活動支援センター」は令和元年度に事業終了し、令和2年度、新たに「横浜市市民協働推進センター」を開設しました。

5 「横浜市市民協働条例事務取扱要綱（平成 25 年 4 月施行）」における中間支援組織の定義

「横浜市市民協働条例事務取扱要綱」の中で、中間支援組織について、次のとおり定義されています。

第 9 条

（中間支援組織の定義）

第 9 条

条例第 16 条に規定する中間支援組織とは、次の号のいずれかの市民協働に係る機能を有するものとする。

（1）ネットワーク機能

特定のテーマや関連する情報の共有や交換を行い、課題解決のための相互支援や連携を促し、個別市民等のネットワーク化を図っていること。

（2）コーディネート機能

市民等と行政や、地域のまちづくりの多様な主体間のつなぎ役を担い、また、合意形成やマネジメントなど実践していること。

（3）政策提案

市民協働事業などに取り組み、協働事業の枠組みの組み立て、協働に相応しい市民協働事業、業務委託方式のあり方や市民協働事業を促進する条例や指針などの仕組みづくりなどの提案を行っていること。

（4）資金面の支援

市民公益活動や市民協働に係る資金面の支援を行っていること。

（5）情報提供・相談機能

市民協働を行う市民等を支援するために、資金、人材、会計、会議運営、組織運営などのマネジメント情報を提供するとともに、市民協働の実施等に関して、これらの事業を促進する立場で相談を受け、実現に至る方向を共に検討し、中立な立場での役割を担っていること。

6 「横浜市市民協働条例（平成 25 年 4 月施行）」における市民公益活動の位置づけ

「横浜市市民協働条例」の中で、市民公益活動について、次のとおり記載されています。

第 2 条第 3 項

（定義）

第 2 条

3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

第 2 条第 3 項（解釈・運用の手引き）

【市民公益活動】

横浜市民活動推進条例で規定していた「市民活動」は、特定非営利活動法人（NPO 法人）等の市民活動団体が行う特定非営利活動などを中心に定義していましたが、本条例でいう「市民公益活動」は、それよりも幅広い主体である「市民等」が行う活動を想定しています。また、前条例で規定していた不特定多数のものの利益の増進に寄与する「公益活動」に加え、幅広く多くの人々が幸せに平穏に生きていくために必要な、「公共的な活動」も対象にしています。

本条例では、市民公益活動の活動主体には、政治団体や宗教団体等も含まれますが、それらの主体と行政が行う協働事業等においては、当然のことながら憲法第 20 条で規定する政教分離等の原則により宗教活動や政治活動との協働事業・活動は除かれることになります。

1 「市民活動」と「市民公益活動」の違い

一般的な用語として使われる「市民活動」とは市民の自由な参加によって行われる自主的な活動の意味であり、生涯学習や個人の趣味的な活動、共益的・互助的な活動や社会貢献活動をいいます。これに対し市民活動推進条例では、「市民活動」とは、「営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動」としていました。

本条例における「市民公益活動」とは、基本的には前条例で言う「市民活動」と同義ですが、幅広く多くの人々が幸せに平穏に生きていくために必要な、営利を目的としない、市民が自主的に行う「公共的な活動」と、一定の自主性をもって不特定かつ多数のものの利益ある程度幅広く多くの人々の利益、社会全体の利益の増進（金銭的な「利益」ではない。）に寄与する「公益的な活動」を指します。例えば自治会町内会が、自らの団体構成員のために行う共益的・互助的な活動は一義的には公益活動から除かれることになります。

2 営利を目的としない「公共的な活動」とは

一般に営利活動とは、活動を行うにあたって利益を含む活動に要する対価を受益者に負担させることをいいます。例えば、特定非営利活動促進法（NPO 法）の解釈では、受益者から対価を受け取る場合でも、その余剰利益を当該団体の役員などの構成員に分配したり、高額な賃金の支払いを行ったりしなければ営利でない非営利とされています。

3 自主的に行う「公共的活動」とは

自らの意思で主体的に活動していくことで、行政からの委嘱や依頼に基づき行っている活動は、対象とはなりません。

<判断の目安>

- (1) 事業計画や予算などを独自に総会等の意思決定機関で意思決定していること等を目安とします。なお、自主性の判断にあたり、事務局が行政側にあるかどうかは問いません。
- (2) 区民まつりなどの各種実行委員会については、行政からの依頼によるかどうか、行政が事務局を担っているかどうかにかかわらず、団体としての意思決定がなされており、行政はあくまで事務的なサポートを行っているにすぎないものは、市民公益活動（自主的活動）とみなします。
- (3) 民生委員、青少年指導員、体育指導委員の活動など、行政からの委嘱を受けて行われているものは、自主的な活動とはみなさず市民公益活動とはしません。

4 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする「公益的な活動」とは

「不特定かつ多数のものの利益」とは、いわゆる「公益」と同義であり、「社会全体の利益」を指すと解されます。「不特定かつ多数」とは、対象が特定されないことをいいます。

この条例では、原則としてその活動が「私益」（特定の個人や団体の利益）や「互助的・共益的」（構成員相互の利益）な「自助」の活動は受益者が特定されているものとして除きます。

<判断の目安>

- (1) 互助的な仲間内の活動でないこと、趣味的な活動でないこと、ある特定の個人や団体のために行う活動（例：難病の〇〇ちゃんを救う会）ではないこととします。
- (2) 構成員の親睦や共益、互助のために行われる「自助」の活動（例：自治会町内会、老人クラブ、子供会、PTA、学童保育、母親クラブの自らの団体構成員のために行う活動）は、市民公益活動とはしません。ただし、上記の団体が公益的な活動を行う場合等は（例：自治会町内会が防犯活動を行う場合など）、市民公益活動となります。
- (3) 活動エリアの広狭に関わらず、互助的、共益的な活動でないものを対象とします。
- (4) サービスの対象となる人が現在のところ少数であっても、対象者が潜在的に存在することが予測されるような場合は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としている」とします。（例：「〇〇病患者を救う活動」を行う場合で、現時点でその活動の対象者が少数であっても将来的に対象が広がる可能性があるような場合など）。
- (5) 会員制をとっている団体の活動でも、会員になるために特に制限を設けていないような場合は、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としている」とします。

第5条

第5条 市は、市民等が行う市民公益活動（次の各号に掲げるものを除く。）を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。

以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

- (4) 営利を主たる目的とする活動

第5条（解釈・運用の手引き）

【趣旨】

この条文は、市民公益活動から、具体的に除外される活動を改めて明記しました。また、市が特に公益性が高い市民公益活動と判断した場合は、一般的支援に加え、さらに活動場所の提供及び財政的支援を行うことができることを明記したものです。

※一般的支援について

ここでいう一般的支援とは、従来から実施している場の提供や相談窓口などをいいます。

【解釈】

本条例第2条第3条において、「市民公益活動」については、定義していますが、本条項で改めて、本条各号に規定する活動については、市民公益活動から除外することを明確にしました。

なお、この条例で適用する市民公益活動の範囲は、市民協働及び市民協働事業の範囲とも同義であるため、具体的な市民協働や市民協働事業を行う際にも、次の活動は除かれることになります。

その上で、市が特に公益性が高い市民公益活動と判断した場合は、一般的支援に加え、さらに活動場所の提供及び財政的支援を行うことができるとしました。ただし、本条項に基づき、さらに活動場所の提供及び財政的支援を行う場合は、当然のことながら、市に説明責任が求められることになります。

【1 宗教活動について】

この条例でいう宗教活動は、「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動」をいいます。

宗教団体の名で行うその宗教目的を達成するための諸活動は、条例の対象となる市民公益活動とはしませんが、宗教団体が、別途独自に公共的又は公益的な福祉活動等を行う場合は、条例上の市民公益活動となります。

【2 政治活動について】

この条例でいう政治活動とは、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動」をいいます。ここでいう政治上の主義とは、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理や原則を示すもので、例えば、自由主義、民主主義、資本主義、社会主義、共産主義などがこれにあたります。

具体的には、政治上の主義の普及宣伝行為として行う時局講演会及び開催告知のポスター、看板の掲示等が政治活動に該当すると考えられます。

ここでは、NPO法同様、政治資金規正法で言う「（政治上の）施策」は含めてはいません。したがって、政策提言など政治によって実現しようとする具体的な施策推進などの活動については市民公益活動になると考えられます。

【3 選挙活動について】

この条例でいう選挙活動とは、「特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動」をいいます。特定の人や政党それ自体を対象とすることを目的とする活動は、この条例の市民公益活動からは除かれることとなります。

例えば、主張を同じくする議員を選挙で推すことを目的としたり、公職にある者あるいは政党に対してアンケートを採り、その結果に基づき主張を同じくした者や政党に対して、団体等の活動として、活動支援することが該当します。例えば演説会場の設営に参加し、集会への参加を呼びかけ、あるいは応援演説をする等の活動を行うことは、選挙・政治活動一般に対する支援活動を目的とすることと同視できるものとして除かれます。また活動の一環として政治資金を寄付することを目的とするものは当然政治・選挙活動として市民公益活動からは除かれます。

ただし、特定の候補者が参加する活動であっても、特定の人や政党それ自体を対象とすることを目的とする活動かどうかについては、活動全体の中で客観的に判断することになります。

※なお、この条項の宗教活動、政治活動及び選挙活動の定義に「主たる」を入れない理由は、憲法第20条の政教分離等の趣旨から、宗教活動や政治活動との協働は当然除かれるものであり、宗教活動や政治活動への関わりが少しでもあるものは、「主たる」「従たる」に関わらず基本的には除かれる旨を明確にしているものです。

【4 営利を主たる目的とする活動について】

市民公益活動は、本条例第2条第3項において、「市民等が行う公共的又は公益的活動」と定義しています。このうち、当該活動が公共的活動にあたる場合は、当然非営利を前提していますので問題は生じませんが、公益的活動に該当する場合は、営利又は収益的活動が含まれてきます。しかし、その場合でも、全体的な均衡を見た中で、営利を主たる目的とする活動の場合は市民公益活動に含めないことを明確にしているものです。

※なお、市民活動推進条例の中で除外される活動とされていた「公益を害するおそれのあるものの活動」については、具体的には、暴力団やカルト集団などが行う活動を指していました。しかし、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」、「横浜市暴力団排除条例(平成23年条例第51号)」等の法整備がなされたことにより、この条例の規定からはずれましたが、当然のことながら、「公益を害するおそれのあるものの活動」は、市民公益活動の対象外となります。

<運用>

具体の活動が、本条に定義する市民公益活動に該当するかどうかの判断は、上記解釈を基準とし、活動団体の定款や事業計画などの客観的な内容によって、個々の活動ごとに判断することになります。

【特に公益性が高いと判断したとき】

「特に公益性が高いと判断したとき」とは、一般的支援以上に、不特定多数のものの利益の増進に寄与するものである必要があります。したがって、具体的には、各事業部局の政策的な判断を要することになりますが、市の重要施策に合致する場合、緊急的に大きな支援を行う必要性がある場合等が考えられます。

この場合の「活動場所の提供」は、公的施設の一部又は全部を、事務室や活動場所として、優先的・独占的に占有することを認めるなどのことをいいます。したがって、市民公益活動を行う際の公的施設の一般使用は、これまでどおり高い公益性は必要とせず、施設の設置目的等に沿って利用していただくこととなります。

また、この場合の「財政的支援」は、一般支援以上の補助・助成等の経済的な支援等を行うことをいいます。

7 地域ケアプラザの役割

「第4期 横浜市地域福祉保健計画（令和2年3月策定）」の中で、地域ケアプラザの役割について、次のとおり記載されています。

地域ケアプラザは、高齢者、子ども、障害のある人など、誰もが地域において健康で安心して暮らせるよう、地域の皆様と一緒に、様々な取組を行っている横浜市独自の施設です。概ね中学校区圏域程度に1館設置されています。

地域の皆様の福祉・保健活動やネットワークづくりを支援するとともに、住民主体による支え合いのある地域づくりを支援しています。また、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握して支援していくとともに、地域の課題を明らかにして地域住民と一緒に解決に取り組んでいます。

地域ケアプラザ

- ・福祉・保健に関する相談・助言
- ・地域の福祉・保健活動やネットワークづくりの支援
- ・地域の福祉・保健活動の拠点として活動の場の提供
- ・ボランティア活動の担い手の育成・支援

協力医を配置し、地域の方からの相談対応等を実施しています。

地域包括支援センター

- ・高齢者に関する相談・支援
- ・介護予防・認知症予防教室の開催など
- ・介護予防の取組
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の関係者などとの支援のネットワークづくり
- ・介護予防ケアマネジメントの作成

地域ケアプラザの主な職種

- 所長
- 生活支援コーディネーター
- 地域活動交流コーディネーター
- 保健師等
- 社会福祉士
- 主任ケアマネジャー

地域包括
支援センター

など



このほかに、居宅介護支援事業を実施しています。また、一部を除き、高齢者デイサービス等を実施しています。